

一般社団法人長崎県トライアスロン協会 登録会員規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人長崎県トライアスロン協会（以下、県協会という）定款第6条に規定する登録会員について、必要な事項を定めるものとする。

(登録会員)

第2条 登録会員は、原則として、長崎県に居住するトライアスロン愛好者、長崎県を主たる活動の場とする者、または、長崎県内にある事業所に勤務するものであって、県協会に登録された者とする。

2 登録会員の登録年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 登録会員の新規登録は、年度期間中でも行うことができる。更新は、原則として、次年度の4月1日までに次年度分の登録会費を添えて更新手続きをするものとする。

4 登録会員は、別に定める年会費を納めなければならない。

5 インターネットによる登録については、公益社団法人日本トライアスロン連合の定めによる。

(その他)

第3条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議により取り扱うものとする。